

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業

審査講評

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業者審査委員会

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業者審査委員会は、豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業に関して、優先交渉権者決定基準に基づき、提案内容等の審査を行いましたので、審査結果及び審査講評を次のとおり報告します。

令和7年8月4日

豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業者審査委員会
委員長 熊谷 明典

第1 審査体制

学識経験者等の外部委員2名及び市職員3名の計5名の委員で構成する豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業者審査委員会(以下「委員会」という。)は、豊田市東部給食センター包括的運営業務委託事業(以下「本事業」という。)に関して、優先交渉権者決定基準に基づき応募者から提出された提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定した。

委員会の構成は、次に示すとおりである。

委員長	熊谷 明典	豊田市教育委員会 教育部 副部長
委 員	高田 尚美	名古屋学芸大学 教授
〃	浜田 敦也	中京大学 講師
〃	加藤 由美子	豊田市 こども・若者部 保育課 副主幹
〃	加藤 世明	豊田市教育委員会 教育部 保健給食課長

第2 委員会の開催経過

委員会の開催日は、次に示すとおりである。

審査委員会	開催日	主な議題
第1回	令和7年8月4日	事業者ヒアリング・評価に関する意見交換・最優秀提案の選定・審査講評

第3 審査結果

1 参加資格審査

下記の1グループから参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類の提出があり、市は、募集要項に記載する応募者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認し、令和7年8月5日付けで参加資格審査結果通知書を送付した。

グループ名	受付番号	グループ構成	
ジーエスエフ グループ	101	代表企業	株式会社ジーエスエフ
		構成企業	トヨタ生活協同組合 日本調理機株式会社 中部支店 ホーメックス株式会社 百五総合研究所

2 提案審査

(1) 基礎審査

ア 提案書類の確認

応募者から提案書類が提出され、市は応募者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認した。

イ 基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認した。

(2) 加点審査

ア 提案内容の評価

委員会は、優先交渉権者決定基準に定めた提案内容の評価項目及び配点に基づき、その提案内容に応じて、以下に示す評価内容により得点を付与した。

なお、加点審査における評価の際は、参加グループ名、企業名等を伏せ、参加受付後に配布した受付番号(ジーエスエフグループは「101」)により、審査を行った。

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、具体的かつ適切な提案がされている	各項目の配点×1.00
B	具体的かつ適切な提案がされている	各項目の配点×0.75
C	要求水準を超える適切な提案がされている	各項目の配点×0.50
D	要求水準を満たす程度	各項目の配点×0.25

提案内容の評価結果は、以下のとおりである。

評価項目	配点 (委員1人当たり)	ジーエスエフ グループ
1 運営業務に関する事項	30	92.00
1 運営実施体制	10	35.00
2 おいしい給食の提供	4	13.00
3 食の安全確保・衛生管理の徹底	10	27.50
4 業務開始準備	3	8.25
5 食育支援業務	3	8.25
2 維持管理業務に関する提案	21	75.50
1 維持管理体制	4	13.00
2 保守管理計画	8	26.00
3 修繕業務	6	26.00
4 事業終了時	3	10.50
3 事業計画全般に関する事項	16	44.25
1 事業実施体制	6	16.25
2 リスク対応	4	13.00
3 地域経済・地域社会への配慮や貢献	6	15.00
4 その他に関する事項	3	9.00
独自提案	3	9.00
合計	70	220.75

イ 価格点の評価

委員会は、提案書類のうち、提案価格書に記載された提案価格が予定価格を超えていないことを確認した。

次に、委員会は、提案価格を対象として、以下に示す方法に基づき得点化した。

$$\text{価格点} = 150 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$$

価格点の評価結果は、以下のとおりである。

	ジーエスエフグループ
提案価格(円)	4,224,232,540 円
価格点	150

ウ 総合評価点の評価

総合評価点の評価結果は、以下のとおりである。

	ジーエスエフグループ
提案内容点	220.75
価格点	150
総合評価点	370.75

(3) 最優秀提案の決定

委員会は、ジーエスエフグループの総合評価点が最低基準点である 250 点を上回ったため、ジーエスエフグループを最優秀提案として選定した。

3 審査講評

(1) 運営業務に関する事項

審査項目	審査講評
運営実施体制	<ul style="list-style-type: none">・運営業務の実施に当たり、人員配置の考え方方が明確に示されている。・総括責任者や各責任者は、本センターの規模に見合った実務経験のある人材が配置されている。
おいしい給食の提供	<ul style="list-style-type: none">・おいしい給食の提供にあたり、具体的な取組みが示されている。・設備機器の故障等による給食提供に対する影響を最小限にするための具体的な提案がされている。
食の安全確保・衛生管理の徹底	<ul style="list-style-type: none">・食中毒や異物混入の防止及び事故後の対策は HACCP の考え方に基づき提案されている。・各種衛生基準やマニュアルに基づき、衛生管理を適正に行うための具体的な提案がされている。・従業員の健康管理・衛生管理、教育・訓練について、適切に計画をしている。
開業準備	<ul style="list-style-type: none">・円滑な提供開始に向けた準備計画について提案がされている。

審査項目	審査講評
食育支援業務	・本施設を利用した食育の具体的な提案がされている。

(2) 維持管理業務に関する事項

審査項目	審査講評
維持管理体制	・維持管理業務全般を適切に行える人材の確保について提案がされている。
保守管理計画	・本施設の良好な施設水準、衛生管理を保つための具体的な対策について提案がされている。
修繕業務	・市の予算の平準化を図るための予防保全等修繕の協議方法、時期等について、提案がされている。
事業終了時	・事業終了時における円滑な業務引継ぎについてその方法やスケジュール、体制に対する提案がされている。 ・事業終了後における、維持管理のサポート体制について、具体的に提案されている。

(3) 事業計画全般に関する事項

審査項目	審査講評
事業実施体制	・代表企業及び各構成企業の役割及び責任分担、本事業を円滑に実施するための実績・経験などが優れている。 ・セルフモニタリングの方針、体制、内容、頻度等について、具体的に提案がされている。
リスク対応	・構成企業の倒産等のリスクについて市が給食提供継続をしていくための具体的な提案がされている。
地域経済・地域社会への配慮や貢献	・地域における雇用促進について具体的な提案がされている。 ・地元企業の活用や資材等の調達による貢献について具体的な提案されている。

(4) その他に関する事項

審査項目	審査講評
独自提案	・食育に関する企画等の提案がされている。

4 総評

本事業は、13,000 食／日という大規模な給食センターの維持管理・運営を包括して行うものである。

今回は 1 グループから応募があった。提案書類の内容は、本事業の目的達成を目指し、グループ内で検討を重ね、民間事業者のノウハウを集結させた内容であった。本事業に対して関心を持っていただいたこと、提案書類作成のために努力いただいたことに感謝を申し上げたい。

委員会は、優先交渉権者決定基準に基づき、厳正かつ公正に審査を行い、株式会社ジーエスエフを代表企業とするジーエスエフグループを最優秀提案として選定した。

当該グループの提案は、運営業務、維持管理業務を中心に工夫が見られた。

今後、選定されたジーエスエフグループは、本事業をより良いものとするため、市と十分な協議を行い、提案内容について確実に実行することを期待する。また、安全・安心な給食を安定的に提供するため、以下の点について配慮されることを要望する。

- 市が必要とする情報提供、モニタリング及び資料提供、並びに市と行う協議については、事業契約開始から事業契約終了後まで誠意を持って対応すること。
- インシデント等については、事後対応のみならず、インシデント(ヒヤリハット)や潜在的なリスクを洗い出し、事前の従業員研修などを行う中で、関係者の知識・技術の向上に努め、安全・安心な給食提供を行うこと。
- 修繕や更新については、事業期間中、維持管理業務に係る提案書類に示した内容を確実に実行すること。
- 食器・食缶等の更新については、提案書類に示した内容を確実に実行すること。
- 実際の提供食数を想定したリハーサルの考え方及びスケジュールについては、業務開始時から確実かつ安定的な給食の提供が実施できるよう、市と十分協議すること。
- 提案書類に示した実務経験を有する総括責任者をはじめとする責任者の配置及び従業員数については、永続的に確保できるよう対策を取ること。
- 提案書類に示した真空包装に関する調理・保管などについては、市に詳細を示した上で、実施にあたっては市と十分に協議すること。
- 食育に関する業務については、提案書類に示した内容を実施するために必要な関係各課及び栄養教諭との協議時期を早急に示すこと。